

惡法撤廃ニ関スル件

理由

本部提出
湯本政吉

多言ヲ要セシテ明カナル如ク治安維持法及暴威取締法
等ハ我々ノ運動ノ抑止ナルトハナシキモノカアル
レバ之ヲ等ノ惡法ヲ撤廃スベク努力スルコトハ我々無産階
級ハ深セラレタル任務ノ一ナル故ニ我々ハ機会ヲトメ夫レ
對スル運動ヲナサネバナラヌコトニ本席ヲ提出スル所以ナリ

関東醸造労働組合第五回大会

健康保険法ヲ一般勤勞階級ニテキヨウスルノ件

京秩支部提出

説明

鎌田友浪

憲政会内閣ハ去ル五十一議會ニ於テ無産階級ノ保護法ヲアルトシ
テ健康保険法ヲ実施シタリテアル、而テ其健康保険法ハ其ノ
根本^{ニシテ}無産階級ニシテハ労働者ノホコタルコトヲ要セキコトヲ事案主
ニシテ有利ナリ労働階級ニ取リテハハシロ惡法ナリ労働條件ノ
改善ヲアルト云ハナケレバナラヌ、而テ其法條文ニ對シテハ同盟會
大會ニ於テ決議サレ其ノ運動カ行ハレテ居ルコト今回ハ其ノ條文ニ
ハ何ラ言及シテイ、現在ノ工場法摘要ニミ保險法摘要ヲ
ナスハ^ハハ^カカ^ンセ^ンテ^{アル}、故ニ一般勤勞階級ニモ健康保険法ヲ摘
要セテナクテハナラヌ、又其ノ運動ヲ起サナクテハナラナイ
ト思フノナリ